

令和4年度石川県高度・専門医療人材養成支援事業

補助対象

研究会等のグループが行う研修セミナー開催等に対する経費

補助要件

右の①～⑥の要件をすべて満たすこと

- ①5疾病5事業、在宅医療及び感染症における各医療機能の強化や、各医療機能相互の連携体制の強化等を担う高度・専門医療人材の養成を目的とした研究会活動であること
- ②県内の複数の機関の医師、看護師等で構成され、当該分野の専門家が参加している研究会等のグループであること
- ③研究会活動の成果を、一般県民または医療関係者に対する公開セミナーや県開催の成果発表会等で発表すること
- ④応募時点で発足している研究会等のグループであること
- ⑤この補助金の交付を受けて継続15年目以内の事業であること
- ⑥補助対象期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの範囲内とする

補助対象経費

- ①研修セミナー等の開催経費(講師謝金・旅費、会場費など)
- ②その他特に必要と認める経費

補助額

100万円を上限として補助(補助率10/10)

※ただし、継続11年目以上の事業は補助率1/2以内とします。(自己財源が1/2以上)

※予算の範囲内で配分することとし、応募多数の場合は自己財源(会費、参加費等)を確保している事業や、新規の事業等を優先した配分とします。

その他

この事業は高度・専門医療人材の養成・確保を目的に、医療従事者による研修セミナー等の開催を支援しており、最終的には会費、参加費等の負担があっても参加したいと思われるような質の高い研修セミナー等となることを期待しています。

そのため、これまで補助を受けたグループが継続して応募することもできますが、継続5年目及び継続10年目となる事業を応募する場合は、これまでの取組内容や成果、今後の計画等をまとめた報告書を提出する必要があります。

また、継続11年目以降は補助率を1/2以内とし、継続して応募できるのは15年目までとします。